

## 準3級公認審判員資格者の3級への更新手続きについて

- ・ 準3級公認審判員資格は、高校卒業年度まで有効です。
- ・ 卒業後1年以内に3級を取得する場合は、申請だけで受験は免除されます。
- ・ 希望次第で、満18歳になる年度内に愛媛県協会が一括して3級への申請を完了すると、学科試験、実技試験及び資格登録料〔3年間5,000円(税別)〕も免除される特典があります。申請料〔2,000円(税別)〕は必要です。
- ・ 特別移行を希望される場合は、2月末を目途に手続きをしてください。

### 問合せ先

公認審判認定員 濱中 勉 (愛媛県バドミントン協会副会長)

TEL 089-933-2366 FAX 089-932-2241 携帯 090-3492-8423